

大阪市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金支給申請書

(提出先) 大阪市長

次のとおり《受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金》の支給を申請します。

※ いずれかに○をつけること。

		①申請年月日	令和 年 月 日
フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和
②氏名 (申請者)			年 月 日生(歳)
フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和
③子の氏名 (受講者が子の 場合)			年 月 日生(歳)
④住 所	(〒 -)	電話 ()	
⑤受講施設の 名称		⑥講座名称	
⑦受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
⑧試験を免除 できる科目			
⑨受講期間	令和 年 月 日 (受講開始日) ~ 令和 年 月 日		
⑩所要費用	入学料	円	
	受講料	円	合計額 円
⑪支給申請額 ※	円 給付金については、下記の口座に振り替えてください。		
⑫振込口座申 出欄 (申請者 の口座に限り ます)	金融機関名		
	支 店 名		
	普通口座番号		右詰で記入してください
	口座名義 (カタカナ)		
添付書類確認欄	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 対象講座指定通知書 <input type="checkbox"/> 受講開始・修了証明書 (※1) <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 合格証書の写し (※2)		

※受講開始時給付金の支給対象は入学料及び受講料の8割相当額、受講修了時給付金は1割相当額（開始時給付金は20万円、修了時給付金は開始時と併せて22万5千円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の1割相当額（開始時給付金と修了時給付金と併せて25万円を限度）です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。（通学制（併用含む）の場合の限度額はそれぞれ2倍の額が上限です。）

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日の翌日から30日以内です。
- 2 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日の翌日から30日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から40日以内です。
- 4 支給申請書には、以下の書類を添付してください。
 - ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - ・児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市町村長（特別区の長を含む。）の証明書
 - ・受講対象講座指定通知書
 - ・受講修了を認定する修了証明書（受講開始日と受講修了日がわかるもの）
 - ・受講施設の長が発行した、所要経費の領収書
 - ・文部科学省が発行する合格証書の写し
 - ・受講開始・修了証明書(※1)は受講開始時給付金・修了時給付金申請時に必要です。
 - ・合格証書の写し(※2)は合格時給付金申請時に必要です。